

令和4年8月2日(火)
令和4年度保健師中央会議
資料6

母子保健施策の動向について

令和4年8月2日

厚生労働省 子ども家庭局母子保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 成育医療等基本方針の見直しについて**
- 2 母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会**
- 3 性と健康の相談センター事業**
- 4 研修事業等のご案内**

- 1 成育医療等基本方針の見直しについて**
- 2 母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会
- 3 性と健康の相談センター事業
- 4 研修事業等のご案内

成育基本法の概要

- ※ 「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）
- ※ 平成30（2018）年12月14日公布

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

○基本理念

- ・ 成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
- ・ 多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
- ・ 居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・ 成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを産み、育てることができる環境の整備

○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

○関係者相互の連携及び協力

○法制上の措置等

○施策の実施の状況の公表（毎年1回）

○成育医療等基本方針の策定と評価

- ※ 閣議決定により策定し、公表する。
- ※ 少なくとも6年ごとに見直す

○基本的施策

- ・ 成育過程にある者・妊産婦に対する医療
- ・ 成育過程にある者等に対する保健
- ・ 成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
- ・ 記録の収集等に関する体制の整備等
例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録
成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
- ・ 調査研究

○成育医療等協議会の設置

- ※ 厚生労働省に設置
- ※ 委員は厚生労働大臣が任命
- ※ 組織及び運営に関し必要な事項は政令で定める。

○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

施行日

公布から一年以内の政令で定める日（令和元年12月1日）

基本的方向

成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に適確に対応し、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。

成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

(1) 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療

- ①周産期医療等の体制 ▶総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備を通じた地域の周産期医療体制の確保 等
- ②小児医療等の体制 ▶子どもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制の充実 等
- ③その他成育過程にある者に対する専門的医療等 ▶循環器病対策基本法等に基づく循環器病対策の推進 等

(2) 成育過程にある者等に対する保健

- ①総論 ▶妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する地域における相談支援体制の整備の推進 等
- ②妊産婦等への保健施策 ▶産後ケア事業の全国展開等を通じた、成育過程にある者とその保護者等の愛着形成の促進 等
- ③乳幼児期における保健施策 ▶乳幼児健診等による視覚及び聴覚障害や股関節脱臼等の早期発見及び支援体制の整備 等
- ④学童期及び思春期における保健施策 ▶生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進 等
- ⑤生涯にわたる保健施策 ▶医療的ケア児等について各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築 等
- ⑥子育てや子どもを持つ家庭への支援 ▶地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進 等

(3) 教育及び普及啓発

- ①学校教育及び生涯学習 ▶妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発の学校教育段階からの推進 等
- ②普及啓発 ▶「健やか親子21（第2次）」を通じた子どもの成長や発達に関する国民全体の理解を深めるための普及啓発の促進 等

(4) 記録の収集等に関する体制等

- ①予防接種、乳幼児健康診査、学校における健康診断に関する記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶PHR
- ②成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡原因に関する情報の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶CDR 等

(5) 調査研究 ▶成育医療等の状況や施策の実施状況等を収集し、その結果を公表・情報発信することによる、政策的対応に向けた検討等

(6) 災害時等における支援体制の整備 ▶災害時等における授乳の支援や液体ミルク等母子に必要な物資の備蓄及び活用の推進等

(7) 成育医療等の提供に関する推進体制等 ▶各種施策に関する各地域の優良事例の横展開を通じた各地域の施策の向上 等

その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する事項

- ▶国・地方公共団体は、施策の進捗状況や実施体制等を客観的に評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく取組の適切な実施 等

成育過程にある者等に対する必要な成育医療等の提供を総合的に推進する

成育医療等協議会について

- 成育基本法（令和元年12月1日施行）に基づき、政府は、成育医療等基本方針を策定。
- 厚生労働大臣は、基本方針の案を作成する際に、成育医療等協議会の意見を聞くものとされている。
- そのため、厚生労働省に成育医療等協議会を設置（成育医療等の業務に従事する者、学識経験のある者より20名の委員を任命（任期2年））。

構成員

秋山 千枝子	医療法人社団千実会あきやま子どもクリニック 院長	園田 正樹	CI Inc.（シーアイ・インク） 代表取締役
阿部 絹子	公益社団法人日本栄養士会 常任理事	中澤 よう子	神奈川県健康医療局 医務監
◎五十嵐 隆	国立成育医療研究センター 理事長	中西 和代	株式会社風讀社たまごクラブ編集部統括部長・たまごクラブ編集長
磯谷 文明	くれたけ法律事務所 弁護士	橋本 直也	株式会社Kids Public 代表取締役
伊藤 隆一	公益社団法人日本小児科医会 会長	平原 史樹	公益社団法人日本産婦人科医会 副会長
井本 寛子	公益社団法人日本看護協会 常任理事	山縣 然太郎	山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座 教授
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長	山田 直子	埼玉県立庄和高等学校 校長
木野 隆之	岐阜県安八郡輪之内町 町長	山本 秀樹	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
楠元 洋子	社会福祉法人キャンパスの会 理事長	吉川 優子	一般社団法人吉川慎之介記念基金 代表理事
末松 則子	三重県鈴鹿市長	渡辺 弘司	公益社団法人日本医師会 常任理事

（50音順・敬称略。◎は委員長）

スケジュール

- 成育基本法に基づき、国が定めるとされた成育医療等基本方針（基本方針）の策定のため、令和2年2月13日に審議開始し、同年10月30日に基本方針の素案をとりまとめ。
- 令和2年11月25日～12月8日でパブリックコメント実施。
- 令和3年2月9日に閣議決定。

- 1 成育医療等基本方針の見直しについて
- 2 母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会**
- 3 性と健康の相談センター事業
- 4 研修事業等のご案内

母子健康手帳について

概要

- 市町村が、妊娠の届出をした者に対して交付(母子保健法第16条第1項)。
- 妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録であるとともに、乳幼児の保護者に対する育児に関する指導書である。

構成と内容

- ① **必須記載事項(省令事項):**妊産婦・乳幼児の健康診査、保健指導に関する記録等
必ず記載しなければならない全国一律の内容。厚生労働省令で様式を規定している。
ex. 妊娠中の経過、乳幼児期の健康診査の記録、予防接種の記録、乳幼児身体発育曲線
- ② **任意記載事項(通知事項):**妊産婦の健康管理、乳幼児の養育に当たり必要な情報等
自治体の任意で記載する内容。厚生労働省令で記載項目のみを定め、通知で様式を示している。
自治体独自の制度等に関する記載も可能。
ex. 日常生活上の注意、育児上の注意、妊産婦・乳幼児の栄養の摂取方法、予防接種に関する情報

沿革

年次	名称	内容
昭和17年～	妊産婦手帳	出産の状況、妊産婦・出産児の健康状態等
昭和23年～	母子手帳	乳幼児期までの健康状態の記録欄等の追加
昭和41年～	母子健康手帳	医学的記録欄がより詳細に 保護者の記録欄等の追加(育児日誌的性格も付加)
平成4年～	母子健康手帳	交付主体が都道府県又は保健所を設置する市から市町村へ 手帳の後半部分を任意記載事項に

※平成22年乳幼児身体発育調査、近年の社会的変化及び母子保健の変化等を踏まえ、「母子健康手帳に関する検討会」を開催し、平成23年11月に報告書を取りまとめ、その報告書を踏まえ必須記載事項(省令)及び任意記載事項(通知)の様式改正を行った。→平成24年4月1日から各市町村において新様式を交付

母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会について

- 母子健康手帳の様式については社会情勢の変化や保健医療福祉制度の変化等に伴い改正を行ってきた。
- デジタル化が進む中で、平成30年度に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を開催し、電子化すべき情報等について中間報告書がとりまとめられ、令和2年度からはマイナポータルを通じて本人が閲覧できる仕組みとしたところである。一方で、母子保健情報について、乳幼児健康診査の内容の標準化や、情報の連携や利活用の在り方等については引き続き検討が必要な事項とされている。
- このような社会的状況の変化等を踏まえ、今般、母子健康手帳、母子保健情報等に関して検討を行うことを目的とし、学識経験者・関係団体代表者等の協力を得て、厚生労働省子ども家庭局長の下に、本検討会を開催するものとする。

構成員

安宅 満美子	とりこえ助産院 助産師 (公益社団法人日本助産師会 推薦)	中山 まき子	同志社女子大学現代社会学部 特任教授
石田 淳子	府中市子ども家庭部 子ども家庭支援課長・子ども家庭支援センター所長 (全国保健師長会 推薦)	濱田 圭子	兵庫県但馬県民局朝来健康福祉事務所 健康参事・地域保健課長 (公益社団法人日本看護協会 推薦)
伊藤 早苗	岐阜県輪之内町福祉課長・保健センター 所長 (全国町村会 推薦)	三浦 清徳	長崎大学大学院医歯薬総合研究科産科婦人科学教室 教授 (公益社団法人日本産婦人科学会 推薦)
◎ 岡 明	埼玉県立小児医療センター 病院長	三平 元	医療法人社団すこやかおやこ 理事長 (公益社団法人日本小児科医会 推薦)
小林 徹	国立研究開発法人国立成育医療研究センター臨床研究センターデータサイエンス部門 部門長	森田 圭子	特定非営利活動法人ホームスタートジャパン 代表理事
末松 則子	三重県鈴鹿市長	山縣 然太郎	山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座 教授
鈴木 俊治	日本医科大学女性生殖発達病態学大学院 教授 (公益社団法人日本産婦人科医会 推薦)	山本 秀樹	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
永光 信一郎	福岡大学医学部小児科 主任教授 (公益社団法人日本小児科学会 推薦)	渡辺 弘司	公益社団法人日本医師会 常任理事

(50音順・敬称略。◎は座長)

主な論点

- ・ 母子保健情報の電子化や自治体の電子的母子保健ツールの導入、任意様式の情報量等の現状を踏まえ、母子健康手帳の電子化、紙と電子の役割についてどう考えるか。
- ・ 母子健康手帳の役割 について、どのように考えるか。
- ・ 多胎児、低出生体重児、障害のある子ども、外国人家庭等 多様性に配慮した情報提供や父親の育児を推進する方策について、どのように考えるか。
- ・ 母子健康手帳に反映すべき近年の制度改正等の動きやエビデンスはあるか。

スケジュール

- (1) 母子健康手帳の見直し方針について (夏頃を目途に検討)
- (2) 電子化すべき乳幼児健診等の母子保健情報について (年度内に方向性を検討)

今後の対応案

- 現在、電子カルテデータなどの医療情報を共有するための取組が進められているところであり、現時点では、乳幼児健診・妊婦健診等の医療情報のすべてが電子的に記録・共有される仕組みが構築されていないことから、主に医療者が記載する項目が多く含まれる**省令様式については引き続き紙で提供しつつ**、将来的な電子化を見据え、**電子的に記録される母子保健情報を充実**させるべきではないか。
- 一方、保護者に対する育児等の情報が多く含まれる**任意様式については**、緊急性のある情報（窒息時の応急手当、心肺蘇生法など）以外は、主として**電子的に情報提供**することとしてはどうか。
- 母子健康手帳に記載される妊婦健診や乳幼児健診、予防接種情報等の母子保健情報については、その一部がマイナポータル上に掲載され、PHRとしての活用や自治体間での共有などが行われているが、掲載項目は未だ充実していない。今後、**母子保健情報の電子化について、マイナポータルに掲載すべき項目の拡充等の観点から議論**を行っていくべきではないか。（具体的な方向性については、次のスライドを参照）

※電子化すべき乳幼児健診等の母子保健情報については、引き続き議論を行い、年度内に方向性を検討する。

< 参考 > 「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会中間報告書」における将来に向けた課題のポイント（例）

- 検討会では、まずは個人の健康管理や保健指導に有効な項目という観点で議論 ⇒ 今後、ビッグデータとしての利用や医療等分野との連携、市町村の母子保健事業の質の向上等の観点からも検討が必要
- 電子化される情報の標準化のため、健診の質の標準化、妊婦健診情報等の把握、電子情報の保存形式の標準化についても検討が必要 等

- 1 成育医療等基本方針の見直しについて
- 2 母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会
- 3 性と健康の相談センター事業**
- 4 研修事業等のご案内

性と健康の相談センター事業【新規】

R4 予算 : 9.2億円

目的

成育基本方針（令和3年2月9日閣議決定）に基づき、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、プレコンセプションケア（女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組）の実施など、需要に的確に対応した切れ目のない支援を行う事を目的とする。

内容

◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者（不妊相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む）

◆ 内容

- (1) 不妊に悩む夫婦、将来子を持ちたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への健康状況に的確に応じた健康・不妊・将来の妊娠出産に関する相談指導
- (2) 妊娠・出産に係る正しい知識等に関する親世代向け等の講演会の開催
- (3) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (4) 不妊治療、妊娠・出産、女性の健康に関する医学的・科学的知見の普及啓発
- (5) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
- (6) 特定妊婦等に対する産科受診等支援
- (7) 若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- (8) 出生前遺伝学的検査（NIPT）を受けた妊婦等への相談支援体制の整備
- (9) 学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等への支援
- (10) 思春期の児童等に対する産科受診等支援

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 補助単価 : 月額829,750円 + 取組に応じた加算

出生前検査加算（性と健康の相談センター事業の一部）

R 4 予算：性と健康の相談センター事業 9.2億円の内数
【令和3年度創設】

目的

- 妊婦の血液から、胎児の染色体疾患の有無を調べるNIPTについては、日本医学会の下に出生前検査認証制度等運営委員会が発足したことなどから、今後実施件数の増加が予想される。
- これらの流れを踏まえ、NIPT等の出生前検査を受けた妊婦、受検を検討している妊婦やその家族を支援するため、地域健康総合支援センター（仮称）に専門の相談員を配置し相談を受け付けることにより、不安等の解消を図る。

内容

◆ 対象者

出生前検査を受けた者、受検を検討している者及びその家族

◆ 内容

（1）相談支援

地域健康総合支援センター（仮称）において、出生前検査を受けた者、受検を検討している者及びその家族に対し、疑問や不安への相談支援を行うとともに、出生前検査により胎児が障害等を有する可能性が指摘された妊婦や家族に対し、子の出生後における生活のイメージを持っていただくことなどを目的として、障害福祉関係機関等の紹介等を行う。

（2）相談支援員への研修等

NIPTに関する知識の習得や、関係機関との連携を行うために必要となる事務等に対する補助を行うことで、円滑な相談支援の実施を図る。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 補助単価案：運営費 月額 151,700円
研修費 月額 28,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数： -
※令和3年度予算における新規事業

若者の性や妊娠などの健康相談支援サイト「スマート保健相談室」

スマート保健相談室の「正しい知識Q&A」において、からだや性・妊娠などの健康に関する疑問についての医学的に正しい情報を掲載しています。（具体的には、月経に関する悩み、性行為、避妊、妊娠、性感染症、女性に多い病気、男性に多い性の悩み男性に多い性の悩み、その他、その他）

スマート保健相談室

正しい知識Q&A

からだや性・妊娠などの健康に関する疑問についての医学的に正しい情報を掲載しています。

月経に関する悩み



性行為（セックス）について



避妊について



妊娠について



スマート保健相談室

正しい知識Q&A

月経に関する悩み

Q 生理（月経）が不規則なのですが、大丈夫でしょうか？
（周期が24日以下または39日以上）

A 生理（月経）はストレス、精神的な悩み、環境の変化などがある場合に、不規則になることがあります。生理（月経）の正常周期（生理の初日から次の生理の前日まで）は、25日から38日程度なので、この範囲内でずれる場合は心配ありません。あまり早くなったり遅れることが続くような場合は、排卵がない可能性やホルモンの病気の可能性もあるので、婦人科で相談しましょう。



企業・団体・自治体・文部科学省や警察庁等の関係省庁に周知のご協力をいただいております。

- 1 成育医療等基本方針の見直しについて
- 2 母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会
- 3 性と健康の相談センター事業
- 4 研修事業等のご案内**

母子保健指導者養成研修

タイトル	研修内容
研修1 妊産婦のメンタルヘルスケアと産後ケア事業に関する研修	<ul style="list-style-type: none">・妊産婦のメンタルヘルスケア・産後ケアの必要性とその実際・事例紹介
研修2 NIPT等の出生前検査に関する研修	<ul style="list-style-type: none">・NIPT等出生前検査の基礎知識・出生前検査における自治体での支援・NIPTの対象となるトリソミーについて
研修3 母子保健施策を通じた児童虐待予防に関する研修	<ul style="list-style-type: none">・妊娠期からの児童虐待予防の取組・児童相談所保健師の役割と市町村母子保健担当との連携・事例紹介
研修4 性と健康の相談（プレコンセプションケア）に関する研修	<ul style="list-style-type: none">・妊娠前の健康管理・乳幼児期から思春期の性に関する相談支援・様々なプレコンセプションケアを考える～児童相談所の事例から～・事例紹介
研修5 子どものこころの問題に関する研修	<ul style="list-style-type: none">・子どもの心の問題・子どもの心の診療ネットワーク事業の取組・事例紹介
研修6 データを活用した母子保健施策に関する研修	<ul style="list-style-type: none">・母子保健情報の利活用の視点と地域連携・母子保健情報の活用と評価-地区診断とPDCA-・事例紹介
研修7 児童福祉施設給食関係者研修	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児期の栄養・食生活の支援（1）（2）・事例紹介

○9月～11月に順次開催。ライブ配信（グループワークあり）とオンデマンド配信。

○お申し込み：委託事業者（ハイズ株式会社）の申込サイト（<https://highz-inc.co.jp/>）

不妊症・不育症 ピアサポーター等の養成研修

研修会では、不育症・不妊症の正しい知識、対象者の抱える問題、支援の実際について学ぶ。オンデマンド講習会を受講したのち、オンラインでのグループワークプログラムに参加。
※オンデマンド講習会のみ参加も可能。

医療従事者プログラム

医師、保健師、助産師、看護師、心理職、その他の専門職を対象とした、支援者養成のプログラム。不妊症・不育症に関する最新の知見、心理・社会的支援、里親・養子縁組制度について学ぶ。また、これから現場で支援に活用できる具体的な支援プログラムの作成をグループワークで行う。

ピアサポーター養成プログラム

不妊症・不育症に悩んでいる人の力になりたい、悩みを理解したいと思う方を対象とした、より身近な支援者であるピアサポーターの養成プログラム。
最新の医学的な知識、不妊症・不育症患者が抱える特有な悩み、ピアサポート等について学ぶ。また、ピアサポートの実践について、同じ思いをもった仲間とグループワークを通して考えていく。

※研修の詳細及び申込は「2022年度厚生労働省委託事業 不妊症・不育症ピアサポーター等の養成研修サイト」：<https://www.peersupporter.info/>

※本研修は公益社団法人 日本助産師会が委託を受けて実施。

「健康寿命をのばそう！アワード（母子保健分野）」について

平成27年度より、母子の健康増進を目的とする優れた取組を行う企業・団体・自治体を表彰し、これを広く国民に周知することにより、あらゆる世代のすこやかな暮らしを支える良好な社会環境の構築を推進。

第11回「健康寿命をのばそう！アワード（母子保健分野）」

応募期間：令和4年7月1日（金）～8月22日（月）

応募対象：すべての子どもが健やかに育つ社会の実現に向け、母子の幸せで健康な暮らしを支援するための優れた取組を行っている
企業・団体・自治体



第10回受賞取組等

詳細は、特設サイトをご覧ください→ https://sukoyaka21.mhlw.go.jp/award_list/

【厚生労働大臣 最優秀賞】 1件

応募数38件（内訳 企業部門16件 団体部門16件 自治体部門6件）

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課
双子等妊娠期サポート事業

【厚生労働大臣 優秀賞】 3件

＜企業部門＞ アトピヨ合同会社

親子で活用できるアトピー症状管理アプリ「アトピー見える化アプリ-アトピヨ」

＜団体部門＞ 北海道大学COI『食と健康の達人』拠点

母子に一番優しいまちの実現（北海道大学COI・岩見沢市）

＜自治体部門＞ 甲州市

母子保健縦断調査（通称甲州プロジェクト）に基づく母子保健・学校保健活動

【子ども家庭局長賞（受賞団体のみ）】 7件（企業部門2件、団体部門4件、自治体部門1件）

＜企業部門＞ Trim 株式会社／ベビカム株式会社

＜団体部門＞ ナーベルプラ座／福岡大学筑紫病院小児IBD 研究会／一般社団法人オンライン子育てひろば協会／せかまカフェ

＜自治体部門＞ 小牧市